

平成 22 年 度

# 国 政 に 関 す る 要 望 書

平成 21 年 7 月

神 奈 川 県 町 村 会

# 目 次

## I 地方分権改革

- 1 地方分権の一層の推進 . . . . . 1
- 2 地方税財源の充実・強化 . . . . . 3

## II 環境の保全

- 3 森林等自然環境の保全 . . . . . 5
- 4 廃棄物処理対策の推進 . . . . . 7

## III 福祉・医療の充実

- 5 福祉・医療施策の充実 . . . . . 8
- 6 医療保険制度の改革 . . . . . 10

## IV 安全・安心の確保

- 7 自然災害対策・地震防災対策の充実強化 . . . . . 11
- 8 防犯対策の強化 . . . . . 13

## V 都市基盤の整備

- 9 都市基盤、海岸・漁港の整備促進 . . . . . 14

神奈川県町村会町村長名簿 . . . . . 16

# I 地方分権改革

## 1 地方分権の一層の推進

一極集中構造を改め、地方の活性化による我が国の再生をめざす地方分権改革は、地方分権改革推進委員会からの第3次勧告が今秋にもまとまり、いよいよ第二期地方分権改革の総仕上げとも言うべき時期を迎えている。

今後、地方分権改革に向けた具体策が示され、真の地方分権改革の実現に向けて国も地方も英知を結集して取り組まなければならない。

地方とりわけ町村は、厳しい財政状況の下で、住民ニーズに応えることのできる地域づくりに懸命に取り組んでいるが、その実現には、町村が地域の実情に合わせ、自らの創意工夫と責任で政策を決定し、実行できるような地方分権の仕組みが築かれることが必要である。

よって国は、地方分権を進めるに当たり、町村がこれまで果たしてきた役割を十分に認識し、次の事項について実現するよう強く要望する。

### (1) 第二期地方分権改革と地方分権改革推進委員会の提言の具体化

地方分権改革の目標は、「地方にできることは地方が担い責任を持つ」という原則の下に、「国が決めて地方が従う」という中央集権型のシステムからの転換を図ることで、人々の暮らしを支える公共サービスに関する地方の役割をより拡大し、住民が安全・安心に暮らせる豊かな社会を実現することと、多様性と創造性にあふれた社会を実現することにある。

地方分権改革推進委員会の勧告の具体化に向けては、改革の具体的な内容及び実現のための方策とスケジュールを明確にし、公表すること。

### (2) 道州制をめぐる議論の進展

政府の道州制ビジョン懇談会は平成30年までに道州制へ完全移行することを打ち出し、平成22年までに最終報告を作成するなど道州制をめぐる議論が本格化している。

その際、道州と市町村との関係や、都道府県からの事務・権限の移譲に伴う市町村の行政執行体制をどうするかといった問題は避けて通れない検討課題であり、道州と市町村という二層構造における基礎的自治体の規模をどのようなものとして考えるべきかという問題は、町村のあり方そのものまで議論が及ぶことを意味する。

このように、道州制の導入は、とりわけ町村に大きな影響を及ぼす問題であるので、町村会との議論を十分踏まえること。

また、いわゆる「平成の大合併」が「地域の衰退」を招いた結果についての検証を十分に行うこと。

### **(3) 国と地方の役割分担と地方の事務権限の強化**

国と地方の役割分担を徹底的に見直し、住民に身近な行政に係る事務・権限の移譲については、これまでの勧告で地方に移譲すべきものとして仕分けられたものにとどまらず、更なる移譲を進めること。

また、事務・権限の移譲と税財源の移譲は一体不可分であることから、事務・権限の移譲に見合う所要の財源の確保については、地方との十分な協議を行い、その意見を踏まえながら具体的な仕組みや規模、工程を明らかにすること。

### **(4) 「（仮）地方行財政会議」の設置**

国と地方の役割分担、国の関与・義務付け、国庫補助負担金、地方税財政制度、地方への新たな事務または負担の義務付けとなる法令、施策等について、政府と地方の代表者が協議を行う新たな組織として「地方行財政会議」（仮称）を法律により設置すること。

## 2 地方税財源の充実・強化

町村は税源が乏しい中、農林水産業の振興はもとより、各種社会保険制度の実施など少子・高齢社会への対応、社会福祉施設等の充実、相対的に立ち遅れている生活関連施設の整備、資源循環型社会の構築等の環境施策の推進等、各般の政策課題を着実に推進する大きな役割が求められている。

このため、厳しい条件の下、自らも積極的に町村行財政改革に取り組んでいるところであるが、町村がより自主的・主体的な地域づくりを進めるためには、自主財源の充実確保が不可欠である。

よって、国は地方分権改革推進法の基本理念に沿って、地方分権改革を推進するとともに、町村財政基盤を強化するため、次の事項について実現するよう強く要望する。

### (1) 自主財源による行財政運営

地方税は、地方分権を実質的に担保する、地方自治の基礎を支えるものであり、地方の歳出規模と地方税収入の大幅な乖離を縮小するためにも、まずは国税と地方税の税源配分を5：5とすることを目途とし、具体的な税源移譲の検討に当たっては、町村は人口、従業員数ともに少なく、税源移譲の効果が十分に及ばないことが懸念されるため、町村の実情を考慮し、分割基準等の見直しについても、併せて検討すること。

また、町村には都市住民が享受する地球環境の保全能力が高いことから、単なる人口だけを基本とする税体系を根本的に見直すこと。

### (2) 国庫補助負担金の見直し

地方が担うべき分野の国庫補助金をできる限り廃止し、所要額を税源移譲するとともに、単なる補助負担率の引下げや、補助金額の縮小、交付金化は行わないこと。

### (3) 地方交付税改革の推進

地方交付税は、国と地方のあり方の見直しや税源移譲と併せて改革していくことが基本である。

地方交付税改革に当たっては、「地方共有税」に名称を変更するとともに、法定率の引上げ、特別会計への直入、特例加算の廃止及び特別会計借入の廃止を実施すること。

また、過去の国の政策による減税補てん債、臨時財政対策債等赤字地方債の元利償還金については、制度改正等により不交付団体になった場合でも、特別交付税等により全額補てんすること。

#### **(4) 道路整備財源の確保**

道路特定財源制度が廃止され一般財源化法の成立によって関連の税収が必ずしも道路整備に使われることがなくなった。

しかし、町村にとって道路整備は生活基盤整備のための施策として極めて重要である。

新たに創設された「地域活力基盤創造交付金」は引き続き確保するとともに、地方税源となる別枠の道路財源も充実すること。

また、税源移譲に当たっては、町村による道路整備等の自由度を最大限拡大するとともに、地方の意見に十分配慮すること。

## Ⅱ 環境の保全

### 3 森林等自然環境の保全

森林は水源涵養機能や防災機能のみならず、美しい景観の形成、レクリエーションの場の提供等、さまざまな機能を有していることと併せ、地球温暖化防止対策につながる重要な役割もあり、その多面的、公益的機能が大きくクローズアップしている。

森林地域の町村は、森林の持つこれらの機能を持続的に発揮させるため種々の取組を行ってきたが、成果は十分ではなく、その抜本的な対策を迫られている。

よって国は、次の事項について適切な措置を講じるよう要望する。

#### (1) 「森林・林業基本計画」に即した施策の総合的な推進

「森林・林業基本法」に基づいて策定された「森林・林業基本計画」にのっとり、森林整備等の目標達成のため、森林・林業施策の総合的・計画的な推進を図ること。

#### (2) 森林保全整備のための国民的支援策の構築

森林の持つ多面的、公益的な機能を持続させるとともに、森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図るため、水や二酸化炭素排出源等を課税客体とする新たな税財源として、全国森林環境・水源税や環境税を創設・導入するなど、国民的支援の仕組みを構築すること。

#### (3) 森林整備対策の拡充

「市町村森林整備計画」を円滑に推進するため、町村が実施する事務事業に対して十分な財政措置を講じること。

また、地域の実情に即した土地利用の調整を図るため、保安林の指定、解除の権限は町村に移譲すること。

#### (4) 森林木材利用の推進

地球温暖化の防止等に貢献する木材利用の推進に関し、利用計画を策定するとともに、国として必要な措置を講じること。

## (5) 野生鳥獣等防除対策に対する財政支援

暮らしを守る鳥獣被害として、鳥獣被害防止特別措置法が今後着実に実施され、より効果的な運営となるよう町村に対する十分な支援措置を講じること。

特に、サル・シカ・イノシシ、ハクビシン・アライグマ・タイワンリス等の野生鳥獣や外来鳥獣による農林業被害、生活被害が広域化・深刻化しているため、これらの防除事業に対する財政的、技術的な支援措置を強化すること。



## 4 廃棄物処理対策の推進

安全で快適な生活環境を確保するためには、循環型社会を推進する総合的な政策が必要であり、このことは地域住民にとっても大きな関心事となっている。

町村が総合的かつ計画的な廃棄物処理対策及び環境保全対策を推進することができるよう、次の事項について国の積極的な措置を要望する。

### (1) 循環型社会形成の一層の推進

廃棄物の発生を抑制するとともにそのリサイクルを推進し、環境と共生する持続可能な循環型社会を形成するため、廃棄物・リサイクルの法体系を整備・拡充し、排出者責任や拡大生産者責任の原則をより一層徹底すること。

特に、国・製造業者の責任を強化して不法投棄対策に万全を期するとともに、製造業者が製品のリサイクル性の向上や廃棄物の量の削減に取り組むよう強力に指導すること。

### (2) リサイクル各法の円滑な推進

リサイクル各法については、その適正な運用が図られるよう事業者や国民への指導、啓発・普及を強化し、充実すること。

特に、家電リサイクル法の対象となる家電製品の不法投棄を防止するため、購入時に再商品化料金を支払う方法に改正すること、対象機器を拡大すること、指定取引場所を拡充すること、不法投棄された対象機器の再商品化料金を事業者の負担とすることなどの実現を図ること。

### (3) 廃棄物処理施設整備への財政措置の拡充

一般廃棄物処理の広域化に伴う施設の廃止又は改造に際しては、適切な財政支援措置を講じること。

また、国庫補助金の廃止に伴い創設された循環型社会形成推進交付金については、その交付対象を拡大するとともに、町村の事業量に対応した予算額を確保すること。

### Ⅲ 福祉・医療の充実

#### 5 福祉・医療施策の充実

少子高齢化社会の急速な進展に伴い、福祉・医療サービスの需要はますます増大し、かつ、多様化している。

住民の誰もが安心して暮らせる地域社会を構築するため、国は次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

##### (1) 介護保険制度の改善充実

- ① 介護保険料については、保険者の責に帰さない事由により高額な保険料となる場合については、実態に即した適切な措置を講じるとともに、介護保険料の上乗せ賦課に伴う、国民健康保険料（税）の収納率低下により生じる歳入欠陥については、十分な措置を講じること。
- ② 低所得者に対する介護保険の保険料、利用料の軽減措置については、制度改正により低所得者（非課税世帯）の細分化が図られたが、保険料の段階設定や減免制度など市町村ごとの対応に不均衡が生じていることから、統一的で公平な運営を図るため、法の制度として明確な位置付けをするとともに、必要十分な財政支援措置を講じること。
- ③ 介護給付費国庫負担金については、定額負担金率をより増やすとともに、調整交付金は別途確保するなど、財政的支援を強化すること。
- ④ 地域包括支援センターが行う介護予防支援業務については、報酬額を業務の実態に見合う額に見直すとともに、専門職員配置等の人的支援を行うなど、地域の実情を考慮した制度とすること。

##### (2) 少子化対策の充実

少子化に対応するため、子育てにおける親の経済的負担を軽減し、出産後の雇用の確保や保育環境の充実など、安心して出産、子育てができる環境の整備を図ること。

特に、乳幼児医療助成制度は現在町村の負担によって維持されているが、国の制度として創設すること。

また、児童手当及び児童扶養手当における現行の国庫負担率を維持するとともに、児童手当の所得認定に当たり、未申告者及び夫が米海軍等に勤務し所得確認ができない者を「所得なし」と判断する不公平な現行の児童手当法の改正をすること。

### **(3) 障害者福祉施策の充実**

重度障害児者の生活の安定と福祉の向上を図るため、国の制度として重度障害児者医療費助成制度を創設すること。

また、障害者自立支援法に基づく自立支援給付及び地域生活支援事業の経費については、町村に超過負担が生じないように、地域の実情に応じた十分な財政措置を講じること。

### **(4) 地域保健医療対策の充実**

産科、小児科など、特定の診療科の医師を中心に、病院に勤務する医師の数が減少していることから、国において医師の就業環境改善のための措置を図るなど、抜本的な医師確保対策を講じること。

また、がん対策においては、町村が実施するがん検診にかかる十分な財政措置を実施すること。

### **(5) 各種の制度改革に伴う電算処理経費の財政支援**

福祉・医療を始めとする国の各種の制度改革に伴い、町村の既存電算処理システムを大幅に変更するときは、必要な財政支援措置を講じること。

## 6 医療保険制度の改革

市町村国保は、高齢者、低所得者の増加や医療費の増大により給付と負担の均衡が崩れている。保険料（税）も高額化してこれ以上の引上げは困難であり、一般会計からの繰入れも容易でないため、その財政運営はもはや限界に達している。

よって国は、保険者の財政的安定を確保するとともに、保険料負担等の格差を是正するため、医療保険制度を一本化するなど、医療保険制度の抜本的な改革を早期に実現するよう強く要望する。

### (1) 医療保険制度の一本化

国民皆保険制度を堅持するため、各医療保険間における保険料負担の格差・不平等の解消を図り、都道府県単位を軸とした保険者の再編・統合を更に推進し、最終的には国保と被用者保険を一体化すること。

### (2) 市町村国保財政基盤の強化

今後の医療保険制度改革の具体的な推進に当たっては、市町村の意見を十分に尊重するとともに、医療保険制度の一本化が実現されるまでの間、市町村国保の財政状況を改善し、その基盤を強化するため、国庫負担による財政支援措置を拡充すること。

特に、後期高齢者医療制度により生じている市町村国保財政の悪化については、国の責任において市町村への財政支援措置を講じること。

### (3) 後期高齢者医療制度への対応

後期高齢者医療制度を担う後期高齢者医療広域連合について、その運営に支障を来すことのないよう不毛な国の方針変更を生じさせないとともに、万全な財政的支援措置を講じること。

また、長寿医療制度の見直しに当たっては、現場に混乱が生じないように、慎重かつ十分配慮された検討とすること。

## IV 安全・安心の確保

### 7 自然災害対策・地震防災対策の充実強化

台風等自然災害による道路等交通網の寸断は社会生活を混乱に落とし入れ、その復旧には多くの時間と金額が費やされる。そのため、運営基盤の弱い町村ではその財政を圧迫し、大きな困難となっている。

また、東海地震や神奈川県西部地震を始めとする南関東地域直下の地震の切迫性が高まっている中、これらの大規模地震から住民の生命と財産を守り、地域の安全性を高めていくためには、地方自治体が住民と連携しつつ、総合的な地震防災対策を更に充実強化し、推進していく必要がある。

このため国は、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

#### (1) 自然災害対策の充実強化

予想されない自然災害による道路・橋等の崩落に対し、早急な復旧を図るため、国庫補助金等の速やかな交付決定と、大幅な助成額によって支援すること。

#### (2) 南関東地域直下の地震対策の充実強化

神奈川県西部地域を含めた南関東地域の地震観測網及び地震予知研究体制を東海地震と同様に強化、充実すること。

また、「東海地震対策大綱」や「首都直下地震対策大綱」に盛り込まれた具体的対策を着実に推進すること。

#### (3) 公共施設等の耐震化事業への支援拡充

災害発生時に住民の避難場所となる公共施設、防災拠点施設等に対する耐震化事業に対しては、十分な財政支援措置を講じること。

#### (4) 橋梁、トンネル等の耐震補強事業への支援拡充

東海地震の強化地域に指定されている町村においては、災害発生時の復旧支援活動に必要な主要道路の確保が最重要課題となるが、これらの道路には橋梁やトンネルが多く存在しており、その耐震診断と補強工事が必要不可欠となっている。

このため、これらの事業に対する国の財政措置を更に充実するとともに、完成時に中日本高速道路株式会社から移管された高速道路跨道橋の耐震補強事業については、原因者である中日本高速道路株式会社から負担金を徴収する制度を創設すること。

## 8 防犯対策の強化

近年、我が国では、都市部のみならず町村部においても犯罪は著しく増加し、多様化しており、質的にも巧妙化、凶悪化の一途をたどり、住民の安全な生活への不安が深刻化している。これらの犯罪から住民を守り、安全な地域づくりを進めるためには、予防的な視点から防犯対策を推進する必要がある、これまでの取組を越えた自治体と警察、住民の連携が求められている。

よって国は、自治体に取り組む犯罪のない安全・安心のまちづくりを支援するため、次の措置を講じるよう要望する。

### (1) 警察官の増員

これまで比較的良好な治安状況を保っていた町村部においても凶悪犯罪が多発する傾向にあり、治安は従前に比べ悪化している情勢にある。住民の生命の安全と財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するためには、町村部への警察官の更なる増員配置と交番の増設が必要である。このため、本県警察官の定員基準を引き上げ、増員するとともに、関連する予算についても併せて措置を講じること。

### (2) 防犯環境の視点からのまちづくりへの支援

道路、公園等の公共空間に対する防犯灯や緊急通報装置の整備など、自治体が犯罪防止に配慮した環境設計という視点で取り組む事業に対し、財政支援措置を講じること。

### (3) 防災救急無線への財政支援

防災行政無線・消防救急無線のデジタル化の整備等については、適切な措置を講じること。

## V 都市基盤の整備

### 9 都市基盤、海岸・漁港の整備促進

住民が真に豊かさを実感できる、住みやすい地域社会をつくるため、町村は、厳しい財政状況の中、都市基盤や生活環境の整備に努めているが、その実現には大きな困難が伴っている。

このため、国は、こうした町村の取組を支援するため、次の事項について積極的な措置を講じるよう要望する。

#### (1) 町村下水道の整備促進

下水道の主要財源として地方債が活用されているが、将来における料金負担の安定化と、下水道事業の促進及び財政負担の軽減を図るため、償還期限の延長や借換債制度の更なる条件緩和を行うこと。

また、下水道事業補助対象事業費については、下水道の普及率が低い町村に重点配分するとともに、町村の要望に十分に応えられるよう、所要額を確保すること。

#### (2) 生活交通の確保対策の充実

乗合バスは地域住民の日常生活を支える重要な交通手段であるが、バス事業者による不採算路線からの撤退や大幅な減便が続いているため、町村が中心となってこれを維持・確保しなければならず、財政負担が増大している。

このため、対象要件が厳しい国の地方バス路線維持対策補助制度を見直し、要件を緩和するとともに、乗合バスの需給調整規制の廃止に伴う生活交通の確保対策について一層の税財源措置を講じること。

#### (3) 海岸・漁港の整備促進

相模湾沿岸は海岸の浸食傾向が著しく、砂浜の回復が喫緊の課題となっている。特に、大磯港西側から二宮海岸にかけての浸食は、深刻な状況となっている。

このため、新たな養浜対策など、海岸浸食対策の推進に向け、国の支援を一層拡充すること。



また、安全で効率的な漁港づくりのため、平成 23 年度までの漁港漁場整備長期計画において、漁港整備の推進と予算枠の拡充を図ること。

神 奈 川 県 町 村 会  
町 村 長 名 簿

|        |   |   |       |       |
|--------|---|---|-------|-------|
| 会      |   | 長 | 大井町長  | 間宮恒行  |
| 副      | 会 | 長 | 箱根町長  | 山口昇士  |
| 副      | 会 | 長 | 愛川町長  | 山田登美夫 |
| 政務担当役員 |   |   | 中井町長  | 尾上信一  |
| 監      |   | 事 | 真鶴町長  | 青木健   |
| 監      |   | 事 | 山北町長  | 瀬戸孝夫  |
|        |   |   | 葉山町長  | 森英二   |
|        |   |   | 寒川町長  | 山上貞夫  |
|        |   |   | 大磯町長  | 三好正則  |
|        |   |   | 二宮町長  | 坂本孝也  |
|        |   |   | 松田町長  | 島村俊介  |
|        |   |   | 開成町長  | 露木順一  |
|        |   |   | 湯河原町長 | 富田幸宏  |
|        |   |   | 清川村長  | 大矢明夫  |